

## 年会費徴収ガイドライン

建設RXコンソーシアム規約第7条に規定される建設RXコンソーシアム（以下、「本会」という。）の会員が負担する年会費については、以下の定めに従い取扱うものとする。

### （年会費）

第1条 本会が会員より徴収する年会費は、会員区分に従い以下の金額とする。

正会員 : 20万円

協力会員 : 10万円

### （納入）

第2条 年会費は、会員が請求書受領後1か月以内に、本会が指定する銀行口座に振り込むことにより支払うものとする。なお、振込みに要する費用は、会員の負担とする。

### （全額納入）

第3条 会員が、建設RXコンソーシアム規約第57条に定める事業年度の途中で入会する場合であっても、第1条に規定する年会費の全額を納入するものとする。

### （不返還）

第4条 会員が事業年度の途中で退会する場合であっても、既に納入された年会費の返還は行わないものとする。

### （改正）

第5条 本ガイドラインの改正は、幹事会の議決を経て行うものとする。

### （その他）

第6条 本ガイドラインに記載のない事項及びその解釈に疑義が生じた事項（以下「疑義事項等」という。）に関しては、会員が幹事会に対して疑義事項等の申立てを行い、幹事会において疑義事項等を協議のうえ解決を図るものとする。

以上